

## 第3回嘉麻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項

令和2年3月5日（木）

### 新型コロナウイルス感染症対策について

#### 1. 嘉麻市内公共施設の取り扱いについて

温浴施設・図書館・公民館・社会教育施設・社会体育施設等の公共施設については、今後福岡県内で感染が拡大した場合には、やむを得ず閉館することになるため、利用者には周知期間を設け掲示物等により周知を行う。また、閉館にあたっては、同じ生活圏域である飯塚市、桂川町の状況を確認し情報共有を行う。なお、臨時休業期間中の小中学生は、学校より保護者に対して、人の集まる場所等への外出を避け、基本的には自宅で過ごすように指導をお願いしていることから、小中学生による施設利用は自粛の協力をお願いする。

#### 2. 職員等のサービス上の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年3月31日までの間に限り、下記の対象を職務専念義務免除とする。（※②～④今回追加）

- ①発熱がある場合、自宅療養等が必要と認められる期間
- ②新型コロナウイルス感染症の症状がある場合、症状が解消されるまでの期間
- ③職員に症状はないが、新型コロナウイルスの感染が疑われる同居親族や同僚職等と接触した場合、検査を受けてから検査結果が判明するまでの期間、また陽性であった場合は引き続き必要と認められる期間（潜伏期間）まで、自宅待機が必要と認められる期間
- ④義務教育終了前の子（保育所、幼稚園を除く。）及び特別支援学校に在籍する学校が休業となった場合において、当該職員以外に子の養育を行うことが出来ない場合に、養育を行うことができないと認められる期間